

職員の賞じゆつ金に関する訓令

(昭和43年4月1日警察本部訓令第3号)

〔沿革〕 昭和44年9月警察本部訓令第21号、45年3月第4号、54年3月13号、57年11月第24号、
昭和61年3月第7号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の賞じゆつ金に関する訓令を次のように定める。

職員の賞じゆつ金に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察職員の賞じゆつ金等に関する規則(昭和43年岩手県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、職員に対する賞じゆつ金の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(上申)

第2条 警察本部の課長等、警察学校長又は警察署長(以下「所属長」という。)は、所属の職員に規則第2条に該当する事由が生じて、賞じゆつ金の授与が相当と認められるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するものとする。

2 前項の上申は、規則第3条に規定する賞じゆつ金の種類に応じて行うものとする。

第3条 殉職者賞じゆつ金授与の上申は、次の各号に掲げる事項を記載した上申書によつてするものとする。

- (1) 殉職者の所属、職、氏名及び生年月日
- (2) 危害又は災害を受けた日時及び場所並びに死亡した日時及び場所
- (3) 功労の内容
- (4) 危害又は災害を受けてから死亡に至るまでの経緯
- (5) 殉職者の遺族及び扶養親族の状況
- (6) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者の住所、殉職者との続柄、氏名、生年月日及び性別

(7) 功労の程度に関する所属長の意見

2 前項の上申書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 殉職者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡の事実を証明することのできる書類又はその写
- (2) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者の氏名、本籍及び殉職者との続柄又は関係に関する市町村長(特別区及び指定都市の区にあつては区長をいう。)の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者が、婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡の当回事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者が、配偶者(婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡の当回事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者であるときは、先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者が、殉職者の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であるときは、殉職者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者が、殉職者の配偶者並びに殉職者の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者であつて、主として殉職者の収入によつて生計を維持していた者であるときは、殉職者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 賞じゆつ金の給付を受けるべき者が、遺言又は予告で特に指定された者であるとき

は、これを証明することのできる書類

第4条 障害者賞じゆつ金又は傷病者賞じゆつ金授与の上申は、次の各号に掲げる事項を記載した上申書によつてするものとする。

- (1) 障害者又は傷病者の所属、職、氏名及び生年月日
- (2) 危害又は災害を受けた日時及び場所
- (3) 障害又は傷病の名称、部位及びその程度
- (4) 功労の内容
- (5) 障害者の扶養親族の状況
- (6) 功労の程度に関する所属長の意見

2 前項の上申書には、規則別表第2に定める障害の程度の決定又は規則別表第3に定める療養の期間の決定に必要な事項を記載した医師の診断書又は意見書を添付するものとする。

(額等の決定)

第5条 本部長は、上申書を受理した場合は、これを審査し、賞じゆつ金を授与することが相当であると認めるときは、賞じゆつ金の額及びこれを受けるべき者を決定する。

(記録簿)

第6条 警務部監察課長は、賞じゆつ金記録簿(様式)を備え必要な事項を記入するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

2 岩手県警察表彰に関する訓令(昭和39年岩手県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

3 岩手県警察職員の勤務記録カードに関する訓令(昭和39年警察本部訓令第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和44年9月26日警察本部訓令第21号)

1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際厚生官付けを命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、厚生課に勤務を命じられたものとする。

附 則(昭和45年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年11月4日警察本部訓令第24号)

この訓令は、昭和57年11月4日から施行する。

附 則(昭和61年3月29日警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

様式（第6条関係）

賞 じ ゆ つ 金 記 録 簿

決定番号	決定年月日	授与（給付）年月日	賞じゆつ金の種別	決定額		
第 号	年 月 日	年 月 日		円		
第 号				円		
第 号				円		
功 勞 の 程 度	抜群の功勞 特に顕著な功勞 顕著な功勞 多大の功勞					
危（災）害 を 受けた者	所 属		危（災）害 の 程 度	名 称		
	職			部 位		
	氏 名			程 度		
	生年月日	年 月 日生				
危（災）害 を受けた 日時・場 所	日 時	年 月 日 時 分頃	治 ゆ 年 月 日	死 亡 年 月 日		
	場 所		年 月 日	年 月 日		
医 師 名	病院又は 診療所の	所在地 名称 医師氏名		病院又は 診療所の	所在地 名称 医師氏名	

遺族 及び 扶養親族	続柄	氏名	生年月日	性別	続柄	氏名	生年月日	性別
賞じゅつ 金を受け たもの		続柄	所属又は住所		氏名	年齢	職業	授与(給付)額
								円
								円
								円
功勞の 概要								
備考								